

地域包括支援センターの基準に関する条例制定のためのパブリックコメントで寄せられた意見の概要と本市の考え方

要 望	市の考え方
①	<p>現在、東大阪では4人の担当センター員で活動されていますが、厚労省で示された業務内容を遂行するためには人員不足です。最低8人は必要だと思えます。(例：吹田・八尾)</p> <p>職員体制については、厚生労働省令で従うべき基準として人員基準が規定されております。今後、介護保険制度改正等で地域包括支援センターの役割も一層大きくなる中、職員体制については業務の実情に応じ、運用の中で対応して参りたいと考えています。</p>
②	<p>社協に委託の基幹型の他は特養に委託されていますが、全国で30%強が市直轄です。今後「地域包括ケア」の中心となって高齢者・認知症に対応するためには、行政の施策と強く結びつく必要があり、市直轄が望ましいと思えます。</p> <p>今後、地域包括ケアシステムを構築するにあたり、地域包括支援センターが中核機関としての役割を果たすため、一層の機能強化を図って参りたいと考えています。</p>
③	<p>担当センター員はそれぞれの資格を持ち立派な人材が揃っておられますが、更に専門知識を持ち資格のある人を充実すべきです。そのためには、労働時間・賃金など待遇を上げるべきです。</p> <p>職員の質の向上については、これまでからも研修等の実施により相談援助能力の向上に努めております。今後も引き続き質の向上に向け、委託先の法人とも連携しながら努めて参ります。</p>